|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| 一般社団法人　甲州青年会議所定款  第２章　会　　員  （監事会員）  第12条42歳以下の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同し、理事会で承認されたものを監事会員とする。 | 一般社団法人　甲州青年会議所定款  第２章　会　　員  （監事会員）  第12条50歳以下の品格ある人物で、本会議所の目的に賛同し、理事会で承認されたものを監事会員とする。 |

平成27年1月30日改正

本定款は2025年８月〇〇日一部改正